

基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり

■基本施策(1) 教育・保育サービスの充実

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	令和2(2020)年度目標	担当課
1	通常保育事業	保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえた体制を整備します。		アクションプログラムに基づき2園実施	保育課
2	延長保育事業【地域子ども・子育て支援事業】	保護者の就労等で、通常の保育時間を超える場合に延長して保育を行います。		施設数 23か所(継続実施)	保育課
3	休日保育事業	保護者の就労等で休日における保育が困難な児童の保育を行います。		施設数 3か所(継続実施)	保育課
4	障害児保育事業	障害や発達の遅れがある児童の保育については、子ども・子育て総合センター、保健センターなどと連携し、保護者の理解を得て保育士の加配により対応します。		全施設で継続実施	保育課
5	病児・病後児保育事業【地域子ども・子育て支援事業】	病院・保育所等に付設された専用スペース等において、病気の児童を看護師等が一時的に保育を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育 ・病後児保育 ・体調不良児対応型 	施設数 4か所(継続実施) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、受入れを縮小している状況。	保育課
6	待機児童解消事業	第2期保育園整備計画に基づく施策を推進し、待機児童の解消を図ります。		待機児童(入園待ち児童)の解消	保育課

■基本施策(2) 地域における子育て支援サービスの充実

7	利用者支援事業【地域子ども・子育て支援事業】	子どもやその保護者等の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供のほか、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	基本型(子育てコンシェルジュ)、特定型(保育コンシェルジュ)、母子保健型の設置	基本型(子育てコンシェルジュ)、特定型(保育コンシェルジュ)の設置	子育て支援課
				・母子保健型:2か所 ・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合(4か月健診時)85.0%以上 ※R1:86.8%	健康増進課
8	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)【地域子ども・子育て支援事業】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行います。	子育てサロン	市民への周知を図り、利用していただくことで、保護者の育児不安・負担等の軽減を図る。 地域子育て支援拠点事業(なかよしひろば、委託2か所) 大人:8,674人、子ども:10,607人 その他 出張サロン7か所 大人:2,842人、子ども:3,138人	子ども・子育て総合センター
			地域子育て支援拠点事業	継続実施	保育課
9	ファミリー・サポート・センター事業【地域子ども・子育て支援事業】	利用会員が、子どもを家庭で保育できない場合に、ファミリー・サポート・センターが仲介して、子育てのサポートができる人(サポート会員)を紹介します。また事業を安定的に実施するため、養成講座を開きサポート会員の育成にも努めます。	・サポート会員による子どもの預かり、送迎 ・ファミリーサポートセンター会員養成講座	ファミリーサポートセンター会員養成講座 開催数 2回	子育て支援課
10	放課後児童健全育成事業【地域子ども・子育て支援事業】	昼間、保護者等が家にいない家庭の小学生を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設しています。また、民設民営のクラブに対し、補助金を交付しています。	児童クラブの運営、支援	継続実施	子育て支援課
11	子育て短期支援事業【地域子ども・子育て支援事業】	子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、短期間子どもを預かる制度です。本市では民間のNPO法人等に委託して実施しています。		保護者の育児不安・負担等の軽減を図る。 利用延べ人数:165人	子ども・子育て総合センター

12	一時預かり事業【地域子ども・子育て支援事業】	家庭で養育することが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間に保育園、認定こども園、幼稚園その他の場所で一時的に預かります。	・幼稚園、認定こども園での在園児を対象とした預かり保育 ・保育園での一時預かり ・幼稚園、認定こども園での在園児以外を対象とした預かり保育	施設数 9所(継続実施)	保育課
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業【地域子ども・子育て支援事業】	保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。	補足給付事業	継続実施	保育課
14	多様な事業者の参入促進・能力活用事業【地域子ども・子育て支援事業】	特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。	・小規模保育事業所等への巡回支援(連携保育士の配置) ・社会福祉法人が設置する認定こども園の1号認定の支援児への補助	①新規参入施設等への巡回支援(継続実施) ②認定こども園特別支援教育・保育経費	保育課
15	認定こども園・幼稚園の特別保育事業	幼稚園や認定こども園では通常の預かりのほか、わんぱく保育事業(未就園児親子教室、特別支援サポート事業等)を行います。	わんぱく保育事業(未就園児親子教室、特別支援サポート事業等)の実施	継続実施	保育課
16	子育て応援券事業	各家庭の子育て環境に見合った様々な子育てサービスの提供を促進することにより、就学前の子を持つ子育て家庭の不安や子育ての負担感の軽減を図るとともに、家庭や地域の子育て力を高めるため子育て応援券を配布します。	0歳の児童の保護者に対して、子育て応援券を支給	応援券満足度 80%以上	子育て支援課

■基本施策(3) 子育て支援のネットワークづくり

17	子育てサロンカレンダーの配布	子育て中の親子が利用できる施設を紹介するため、乳幼児健診・訪問事業・市役所窓口等で子育てサロンカレンダーを配布します。		市民への周知を図り、利用へつなげる。配布枚数:3,500枚	子ども・子育て総合センター
----	----------------	---	--	-------------------------------	---------------

■基本施策(4) 子どもの健全育成

	放課後児童健全育成事業【地域子ども・子育て支援事業】	《再掲》			子育て支援課
18	地域学校協働本部	地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子どもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域の繋がりや絆を強化し、地域の活性化を図ります。		新規本部の設立:2地区 (黒磯中学校区、厚崎中学校区)	生涯学習課
19	那須塩原市青少年育成市民会議活動	市内の各青少年関係機関や団体は、それぞれの目的達成のために活動していますが、青少年健全育成というテーマは非常に幅が広く、単一の機関や団体の活動だけでは解決できない問題も多いことから、連携を取り合い、青少年健全育成を進めます。	・親子遊び体験活動及び「家庭の日」PR活動の実施 ・子どもフェスタの共催	推進に努める。	生涯学習課

■基本施策(5) 地域における人材育成

20	保育士確保事業	保育士資格を有するが就労していない保育士(いわゆる潜在保育士)の保育職場への復帰を支援する研修(座学研修・保育実習・就職支援)を実施します。	保育士就職支援講座の実施	継続実施	保育課
21	保育士養成課程のある短期大学等への説明会	保育士資格の養成課程のある短期大学等で、本市へ就職してもらえるよう市内事業者と協力し説明会を行います。		作新学院大学と連携し、就職説明会または民間保育園の紹介冊子を配布等を行う。 (新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、実施方法見直しを検討する)	保育課
22	保育の質の向上のための研修事業	保育園等に従事している職員の質の向上のための研修を実施します。		継続実施	保育課
23	子育て支援員事業	市が認可する地域型保育事業所で働く保育従事者や一時預かり、ファミリー・サポート・センター等で従事する職員に対して、事業に従事するために必要な研修を県と共同で実施します。	研修等の実施	継続実施	子育て支援課

基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援

■基本施策(1) 子どもの虐待防止と救済

24	児童虐待に関する相談体制の充実	関係機関との情報共有を密にし、相談体制を強化します。児童虐待等相談件数が増加し内容も複雑化しているため、児童家庭相談スーパーバイザー等を配置し、専門的技術的助言や指導により相談体制を強化します。	子ども家庭総合支援事業	家庭相談員7人。スーパーバイザーの専門的技術的助言や指導により相談体制を強化し、きめ細やかな支援を行う。 虐待終結割合 55%	子ども・子育て総合センター
25	子どもを守る地域ネットワーク強化事業(要保護児童対策地域協議会) 【地域子ども子育て支援事業】	児童虐待の防止・予防・早期発見・早期対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が連携を図りながら児童虐待防止対策を推進し強化します。	要保護児童対策地域協議会	関係機関等との連携を強化し、虐待の防止・早期発見・早期対応を行う。	子ども・子育て総合センター
26	養育支援訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業】	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。		継続実施 ※R1:4.8%	健康増進課
				子育てを楽しくないと思う時がある親の割合(4か月児健診) 5%以下	
				訪問家庭数 180件	子ども・子育て総合センター
27	乳幼児訪問指導の充実	適時、適切に栄養、環境、疾病予防、母親のメンタルヘルスなどを含め、新生児期から家庭訪問等による育児支援を行い、母子の愛着形成や、虐待防止の活動を進めます。	・新生児産婦訪問指導事業 ・妊産婦・乳幼児家庭訪問事業 ・乳児家庭全戸訪問事業【地域子ども・子育て支援事業】	継続実施 ※R1:95.4%	健康増進課
				この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 95.0%以上	
28	乳幼児健康診査	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	・4か月児健康診査 ・10ヵ月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・2歳児歯科検診 ・3歳児健康診査 ・3歳児良い歯のコンクール	継続実施 ※R1:95.4%	健康増進課
				この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 95%以上	

■基本施策(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

29	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	母子・父子自立支援員を配置し相談業務を行っています。相談内容に応じてハローワークや社会福祉協議会などの関係機関と連携を図ります。		継続実施 (相談員の増員、関係機関との連携強化、配偶者暴力支援センターの設置)	子ども・子育て総合センター
30	ひとり親支援パンフレットの発行	ひとり親の各種支援制度を分かりやすくまとめたガイドブックを発行します。		継続実施	子ども・子育て総合センター
31	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親で児童扶養手当を受給している希望者へ、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し支援に役立てます。		母子父子自立支援プログラム就労支援策定数 25名	子ども・子育て総合センター
32	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親の自立に繋がる資格や技能を身に付けるため、指定された講座を受講した場合の受講料を助成します。		ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業利用者数 5名	子ども・子育て総合センター
33	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親の自立に繋がる資格取得のための1年以上の養成訓練を受講する場合の生活負担を軽減するため、修業期間中、訓練促進費を支給します。		ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業利用終了者数 2名	子ども・子育て総合センター
34	児童手当	安定した子育てのため、18歳以下の子どもがいる家庭へ児童手当を支給します。		継続実施(支給に漏れがないよう確実に制度運用していく)	子育て支援課
35	児童扶養手当	ひとり親の家庭へ経済的支援として児童扶養手当を支給します。		継続実施(支給に漏れがないよう確実に制度運用していく)	子育て支援課
36	ひとり親医療費助成	ひとり親とその児童の医療費の保険診療の自己負担分を助成します。		継続実施(制度の周知を図る)	子育て支援課
37	面会交流・養育費に関する周知事業	・面会交流・養育費の分担について理解を深めてもらうために、パンフレットなどを配布し普及に努めます。 ・面会交流・養育費に関する普及を進めるための活動について充実を図ります。		継続実施	子ども・子育て総合センター

38	住宅支援	ひとり親や生活困窮者世帯への安定した生活の確保のため、住宅の確保に関する各種支援を実施します。	・ひとり親家庭への母子・父子・寡婦福祉資金貸付金による住宅資金(住居の建築等の建築に必要な資金)や転宅資金(住居の転居に必要な資金)の貸し付け ・生活困窮者への住宅確保給付金の給付	継続実施	社会福祉課 子ども・子育て総合センター
39	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るための、就学・修学、技能習得、就業、就職、医療介護、生活、住居などに関わる資金の貸付けを行います。	・母子・父子・寡婦福祉資金(栃木県) ・市社会福祉協議会生活福祉資金(市社会福祉協議会) 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金	継続実施	子ども・子育て総合センター
40	ひとり親世帯や生活困窮者世帯への保育料減免	保育園や認定こども園などの教育・保育施設の利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料について減免します。		生活保護世帯無料。ひとり親世帯は、減免制度あり(市民税非課税世帯は無料、市民税所得割額77,101円未満の世帯は第1子1/4、第2子以降無料)	保育課
41	放課後児童クラブ事業利用料減免	放課後児童クラブの利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料の減免について検討します。		制度検討	子育て支援課

■基本施策(3) 支援児施策の充実

42	支援体制の構築	発達支援体制の充実を図るため、関係各課や関係団体との協議を行います。	発達支援体制協議会 実務者会議 庁内関係課会議 (地域自立支援協議会※社福)	継続実施	子ども・子育て総合センター
	乳幼児健康診査	《再掲》			健康増進課
43	乳幼児健康相談	子どもの成長・発達や保護者の育児に関して、保健師・栄養士・作業療法士・心理相談員等の専門職による相談支援を行います。	5歳児発達相談 育児相談 運動発達相談 精神発達相談	継続実施 ※R1:90.6% 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合(3歳児健診) 90%以上	健康増進課
44	年長児巡回相談	市内の教育・保育施設の年長児クラスを訪問し、発達について相談や支援を行います。		継続実施	子ども・子育て総合センター
45	就学時健康診断	市内小学校及び義務教育学校の就学予定者の心身の状況を把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての指導を行います。		就学予定者全員の受診	学校教育課
46	発達支援システム	出生から20歳までの発達に支援が必要な子どもと保護者に対して切れ目ない一貫したつなぐ支援のため、関係各課での情報共有のため発達支援システムでの支援を実施します。		継続実施	子ども・子育て総合センター
47	多職種協働による相談支援事業	心理職や保健師、保育士、教員等で構成する多職種協働チームによる相談支援により、園や学校の支援の充実を図ります。		継続実施	子ども・子育て総合センター
48	放課後児童クラブ巡回相談	各放課後児童クラブへ専門知識を持った職員を派遣し、発達支援が必要な児童への適切なアドバイスをを行います。		継続実施	子育て支援課
49	教育・保育施設における障害児加配	市内の教育・保育施設において発達のため支援が必要と判定された児童に対し、保育士の加配を行い、私立の教育・保育施設へは必要な費用を助成します。		全施設で継続実施	保育課

50	児童クラブにおける障害児加配	市内の放課後児童クラブにおいて支援が必要と認められた児童に対し、支援員等の加配を行うとともに、研修等を実施します。		市内全クラブ	子育て支援課
51	障害福祉サービス(障害児)	障害のある子どもや家族の負担軽減を図るため、居宅介護や短期入所等の支援をします。	居宅介護、短期入所	支給決定件数 33件(現状維持)	社会福祉課
52	医療的ケア児短期入所受入促進事業	短期入所事業所の医療的ケア児の受入れに要する経費の一部を助成します。		助成件数 2件	社会福祉課
53	障害児通所支援	障害のある子どもや、発育・発達に支援を必要とする子どもを対象に、日常生活における動作指導や集団生活への適応訓練、社会との交流促進などの支援をします。	児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	支給決定数 358件	社会福祉課 子ども子育て総合センター
54	重度心身障害者医療費助成	心身障害者手帳や療育手帳を持っている方に対して保険診療の自己負担分を助成します。	重度心身障害者医療費助成	継続実施 (関係機関等との連携を強化し、子どもの特性にあった支援を実施)	子育て支援課
55	特別児童扶養手当等	一定以上の障害の状態にある20歳未満の児童を監護している父母等または児童に手当の支給を行います。	特別児童扶養手当 障害児福祉手当 重度心身障害者福祉手当	支給人数 360人(現状維持)	社会福祉課
56	補装具の給付(者・児)	身体障害者手帳などを持っている方や難病患者などの補装具を給付します。		給付件数 52件	社会福祉課
57	軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業	軽度又は中等度の難聴の子どもの補聴器の購入費用の一部を助成します。		給付件数 5件	社会福祉課
58	日常生活用具の給付(者・児)	身体障害者手帳などを持っている方や難病患者などの日常生活を円滑にするための用具を給付します。		給付件数 340件(現状維持)	社会福祉課
59	小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病により長期に療養を必要とする子どもの日常生活に必要な用具を給付します。		給付件数 2件	社会福祉課

■基本施策(4) 子どもの居場所づくり

60	要支援児童放課後応援事業	<p>養育放棄(ネグレクト)などの状況にある要支援児童に、放課後等において食事や学習ができる居場所を提供し、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、子どもの健全な育成と自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施します。</p>		継続実施	子ども・子育て総合センター
	地域学校協働本部	《再掲》			生涯学習課
61	不登校児童・生徒の居場所づくり(サポート)	<p>・不登校及び不登校傾向にある児童生徒の精神安定や自立を促し、学校生活への適応を図るための指導・相談を行う施設として適応指導教室を2か所設置しています。 ・不登校児童生徒に対し、宿泊体験を始めとする様々な体験活動を提供することで、不登校改善のきっかけづくりを行う宿泊体験館を1か所設置しています。</p>		安全安心な居場所づくりに努め、不登校出現率の減少を目指す	学校教育課
	子育て短期支援事業【地域子ども・子育て支援事業】	《再掲》			子ども・子育て総合センター

基本方針3 母子保健事業の充実

■基本施策(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない支援体制の充実

62	子育て世代包括支援センター	保健センターを子育て世代包括支援センターとして位置付け、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を行います。		2か所(母子保健型) 黒磯保健センター 西那須野保健センター	健康増進課
63	妊産婦支援事業	母子健康手帳交付時の面接相談、妊娠28週以降に行う妊娠後期相談、妊産婦健康診査にかかる費用の一部助成、産後4か月未満の支援が必要な母親への産後ケアなど、妊娠期から産後早期における切れ目のない支援を行います。	・母子健康手帳交付 ・妊婦健康診査 ・母親学級 ・妊娠後期相談 ・産婦健康診査 ・産後ケア	継続実施 ・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合(4か月健診時) 85.0%以上 ※R1:86.8%	健康増進課
64	妊産婦医療費助成制度	妊産婦の医療費の保険診療の一部負担の費用について助成します。		継続実施 (安定した制度運営のため、適正受信等のPRに努める)	子育て支援課
65	新生児聴覚検査	生まれて間もない赤ちゃんに行う聴覚検査の費用の一部を助成します。		継続実施 R1:100.4%	健康増進課
66	先天性股関節脱臼検診	先天性股関節脱臼検診の検診費用の一部を助成します。		継続実施 R1:96.5%	健康増進課
	乳幼児健康診査	《再掲》			健康増進課
	乳幼児健康相談	《再掲》			健康増進課
67	妊産婦・乳幼児家庭訪問事業【地域子ども・子育て支援事業】	・支援が必要な家庭に対し、保健師、助産師が家庭訪問を行います。 ・生後2～3か月児がいる全家庭に対し母子保健推進員による家庭訪問を行います。(乳幼児全戸訪問事業)	・新生児産婦訪問指導事業 ・妊産婦・乳幼児家庭訪問事業 ・乳児家庭全戸訪問事業【地域子ども・子育て支援事業】	継続実施 ※R1:95.4% この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 95%以上	健康増進課
68	学校における歯科疾患予防推進事業	小学1年生～6年生に各学校においてフッ化物洗口及び歯科指導を行います。	・フッ化物洗口 ・歯科指導	継続実施	健康増進課
69	フッ化物塗布	那須特別支援学校の小学1年生～3年生の希望者にフッ化物塗布を行います。		継続実施	健康増進課

■基本施策(2) 学童期・思春期から成人期に向けた支援の充実

70	思春期保健事業	中学生・高校生を対象に命の大切さを学び、自分を大切に、相手を大切にできる力を身に付けるため、専門職による思春期教育を行います。	中・高校生に対する思春期教育 思春期教育用教材配布 (ティーンズブック・相談カード)	継続実施 ※中学校10校実施	健康増進課
----	---------	---	--	-------------------	-------

■基本施策(3) 食育の推進

71	健診等での食に関する情報提供	各種健診や母子保健推進員、食生活改善推進員らの活動の際に、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るため、乳幼児期から大人まで、食に関する学習の機会や情報の提供を実施します。	・乳幼児健診、健康相談 ・30・35歳節目健診後健康教育 ・母子保健推進員活動 ・食生活改善推進員活動	継続実施 肥満傾向(カウプ指数18.0以上)にある3歳児の割合 4.0%以下	健康増進課
72	学校給食における委託炊飯に係る米飯加工賃公費負担事業	これまで保護者が負担していた学校給食における米飯加工賃(委託炊飯に係る加工手数料)を市が負担することにより、地場産物など多様な食材を多く活用し、副食(おかず)の充実を図ります。併せて、食材や地域農業の情報を給食だよりなどで発信し、関心を深める働きかけを行うことで食育を推進します。		学校給食における市産農産物の使用割合 22.1%	教育総務課
73	学校農園の開設支援	各小・中学校・義務教育学校の児童生徒が農作業の体験を通じて農業に対する理解や食への感謝の心を育むことができるよう、学校農園の開設を支援します。		20校	農務畜産課

■基本施策(4) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

74	母子保健推進員・食生活改善推進員	地域の中で子育てする親を孤立させないよう、身近なところでの相談役として母子保健推進員を育成します。また、子どもの食習慣はその後の健康の基礎となることから、地域の健康づくりの担い手として、生活に密着した活動を行う食生活改善推進員を育成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業 ・事故防止啓発活動 ・乳児食育推進活動 	<p>継続実施 ※R1:95.4%</p> <p>この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 95%以上</p>	健康増進課
75	民生委員・児童委員主任児童委員	民生委員・児童委員と自治会などが連携協力し、地域における福祉ニーズをキャッチする仕組みづくりを推進します。		<p>地域での活動を通じ、地域支援を継続していく。 継続実施</p>	<p>社会福祉課 子ども・子育て総合センター</p>
76	家庭教育オピニオンリーダーの育成	自主的に、あるいは教育委員会と連携しながら、学校・公民館等の家庭教育講座、サロン活動や就学時健康診断において子どものしつけや教育、家族のあり方、悩みごとなどの家庭に関する相談にのったり、親同士の話し合いにより、自分の子育てを振り返り、気付いたりできる場を設け、子育てをサポートします。		家庭教育オピニオンリーダーの活動の様子を市民へ周知	生涯学習課
	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)【地域子ども・子育て支援事業】	《再掲》			<p>子ども・子育て総合センター 保育課</p>
	地域学校協働本部	《再掲》			生涯学習課

■基本施策(5) 小児医療等の充実

77	小児救急医療体制の確保	小児医療体制は、安心して子どもを産み、育てるための基盤となるものであることから、小児医療体制の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、県、近隣市町及び関係機関との連携のもと、基盤整備に取り組みます。	・休日在宅当番医制 ・那須地区夜間急患診療所 ・小児救急医療拠点病院	継続実施	健康増進課
78	妊婦健康診査 【地域子ども・子育て支援事業】	14回の受診票を交付し、健康診査にかかる費用の一部を助成します。		継続実施 ※R1:95.4%	健康増進課
79	産婦健康診査	2回の受診票を交付し、健康診査にかかる費用の一部を助成します。		継続実施 ※R1:95.4%	健康増進課
80	未熟児養育医療	身体機能が未熟なまま出生し、医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付や訪問等の支援を行います。	未熟児養育医療の給付 未熟児訪問	継続実施 R1:100%	健康増進課
81	こども医療費助成	18歳までの子どもの医療費について、保険診療の自己負担分について助成します。		継続実施 (安定した制度運営のため、適正受診等のPRに努める)	子育て支援課
82	自立支援(育成医療)	障害のある子どもの身体障害を除去、軽減する手術等の治療に対する費用の一部を助成します。		受給者証発行件数 32件	社会福祉課
83	予防接種法に基づく定期予防接種の実施	感染症を予防したり、かかった場合の重症化防のため、また、周囲の人への感染予防のため、公費負担による定期予防接種を実施します。	定期予防接種事業	継続実施	健康増進課
84	任意予防接種の助成	おたふくかぜの予防接種について、接種費用の一部を助成します。	おたふくかぜ予防接種費助成金交付事業	継続実施	健康増進課
85	骨髄移植等により免疫を消失した者への再接種費用の助成	骨髄移植手術等により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度接種する場合の費用を助成します。	特別の事由による任意予防接種費助成金交付事業	継続実施	健康増進課

■基本施策(6) 不妊治療対策

86	不妊治療費助成事業	保険診療適用外の不妊治療の検査及び診療を受けた際の費用の一部を助成します。		継続実施	健康増進課
----	-----------	---------------------------------------	--	------	-------

基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援

■基本施策(1) 仕事と子育ての両立支援の推進

87	仕事と子育ての両立支援やワークライフバランスについて周知啓発事業	両立支援やワークライフバランスへの理解を深め、住みやすく働きやすい地域を実現できるよう、労働基準法に定められた制度や様々な働き方について市民へ啓発を行います。	各種ポスター等の配布	継続実施	商工観光課
88	男女共同参画推進事業者表彰	男女共同参画社会の実現を目指して男女がともに働きやすい職場の環境づくりに取り組む事業者を表彰します。		優良事業者表彰4社	市民協働推進課
89	子育て支援を推進している企業の表彰制度	従業員や地域の子育て支援に積極的に取り組む事業者を表彰します。		制度検討	子育て支援課
90	男女共同参画情報「みいな」発行	男女共同参画の意識を高めるため広報なすしおばら内の情報コーナーとして「みいな」を発行します。		男女共同参画情報「みいな」を広報紙内で隔月発行	市民協働推進課
91	男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画社会をめざし、男女共同参画フォーラムを毎年1回開催します。		実行委員会方式の市民協働による男女共同参画フォーラムの継続的な開催	市民協働推進課
92	男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画社会をめざし、男女共同参画セミナーを定期的に開催します。		男女共同参画セミナーの継続実施及び参加者20名以上	市民協働推進課
93	男女共同参画社会に関する市民意識調査	男女共同参画社会の形成状況や市民の意識を明らかにする調査について定期的に実施し、男女共同参画に関する様々な施策に反映します。		計画策定の前年及び中間年に実施。実施時の回収率40%以上	市民協働推進課
94	女性リーダーの育成及び人材登録	男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野において活動ができるよう、女性リーダーを育成し、また、人材リストを作成し、女性登用の機会向上を図ります。		・人材リスト登録者に対して、県や市の研修やセミナーを案内する等、リストを活用する。 ・人材リストを定期的に更新し庁内へ周知を行う。	市民協働推進課
95	父親への育児参加の意識向上	男女共同参画意識の更なる高揚を図るとともに男性の家事や育児への参加促進を図るため、母親学級や生涯学習出前講座で啓発事業を行います。	・出前講座(行政編)内の家庭教育メニューの実施 ・教育講演会の実施 ・母親学級での親学習	母親学級各回のパートナーの参加率30%	生涯学習課
				継続実施	健康増進課
			おとう飯キャンペーンの周知啓発	広報紙や男女共同参画セミナーの開催等を通じた継続的な啓発	市民協働推進課
96	父子手帳の交付	母子手帳の交付に合わせ父親への父子手帳も交付し、育児への参加促進を啓発します。	父子手帳の交付	継続実施 ※全数交付	健康増進課

基本方針5 教育環境の整備

■基本施策(1) 次代の親の教育

97	中高生の乳幼児ふれあい体験	中高生が赤ちゃんとふれあい、関わることは、他者に関する関心、共感能力を高め、赤ちゃんに対する愛着の感情を醸成することができます。	社会福祉協議会主催のサマーボランティアへの協力	公立保育園10園で継続実施	保育課
98	中学校海外交流事業	国際化が進展する社会で生きるための資質・能力を高め、国際社会に貢献できる人材の育成を目指し、姉妹都市のオーストリアのリンツ市と中学生の相互交流を行います。	・ホームステイ受入れ事業 期間5月19日(火)～5月26日(火) オーストリア共和国リンツ市にある学校の生徒33名が、市内中学校3年生の家庭でホームステイを体験しながら、市内研修、学校訪問を行う。 ・中学生海外派遣研修事業 期間10月6日(火)～10月15日(木) 市内中学2年生32名が、オーストリア共和国リンツ市でホームステイを体験しながら、市内研修、学校訪問を行う。	継続実施 ※令和2年度は、世界的な新型コロナウイルス感染拡大のため中止	学校教育課
99	社会体験活動(マイ・チャレンジ)の実施	豊かな心を育むため、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取組を行います。		継続実施 ※令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止	学校教育課
	思春期保健事業	《再掲》			健康増進課
	地域学校協働本部	《再掲》			生涯学習課
100	青少年リーダー育成支援事業	地域で活躍できる青少年リーダーを育成するため、青少年健全育成団体への支援を行います。	子ども会育成会連絡協議会、ボーイスカウト、ガールスカウトへの支援	推進に努める。	生涯学習課

■基本施策(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

101	なすしおばら学び創造プロジェクトの実施	変化の激しい新しい時代を生き抜くために必要な思考力・判断力・表現力などの資質・能力の育成を目指した授業づくりを推進し、教員の授業力向上を図ります。		継続実施 ※令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止	学校教育課
102	ALTの全校常駐配置	豊かな国際力と国際的に通用するコミュニケーション力を育成するため、全小・中・義務教育学校にALTを配置しています。	①ALTの活用により「小中一貫英語教育カリキュラム」による授業を展開し、義務教育9年間を通して、発達の段階に応じた英語教育を推進する。 ②イングリッシュサマースクールや幼稚園・保育園訪問等を通して活動を地域にも発信する。 ③中学生海外交流事業における中学生の補助や支援を行う。	継続実施 ※令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため②・③を中止	学校教育課
103	ICTを活用した新たな学びの推進事業	今後の情報化社会を生き抜く力の養成のため、ICTを活用した授業や学習環境を整備します。	・無線LANや高速インターネット等のインフラ整備 ・電子黒板などの授業支援インフラ整備 ・e-ライブラリの整備	GIGAスクール構想(1人1台端末)を実現するため、校内ネットワーク環境及び端末の整備を進める。	学校教育課
	中学校海外交流事業	《再掲》			学校教育課
	社会体験活動(マイ・チャレンジ)の実施	《再掲》			学校教育課
104	ふるさとアーティスト派遣事業	豊かな感性や好奇心・表現力を高めるため、地元出身の音楽家を小・中・義務教育学校に派遣し児童生徒向けのミニコンサートを実施します。		音楽鑑賞教室を10校にて実施	生涯学習課
105	小学校演劇公演ワークショップ	地元の劇団らくりん座を小学校と義務教育学校に派遣し、演劇公演と演劇ワークショップを開催します。		演劇公演:5校にて実施 ワークショップ:4校にて実施	生涯学習課

106	保育園芸術家派遣事業	豊かな感性を育むため、市内の保育園、認定こども園、幼稚園の子どもを対象に芸術家を派遣し、芸術に関する実技披露や講話を行います。		新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、R2年度の実施は見送り、R3年度実施に向けた事業の準備検討を行う。	保育課
107	小中学校スポーツ活動支援事業	健やかな体を育成する部活動の振興のため、各学校の活動後援会に対し教育活動として大会に出場する際の交通費・宿泊費に補助金を交付します。	市立小中学校等児童生徒スポーツ等振興補助金の交付	継続実施 ※令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、春季大会が中止	学校教育課
108	小学校と認定こども園・幼稚園・保育園との連携の充実	幼稚園や保育園の就学前の教育と小学校教育の連携を図り、連続した教育活動の中で子どものより良い成長を支援できるよう、幼稚園、保育園及び学校が地域的な交流を進めます。	・幼保小に係る講演会、公開保育等の各種研修会 ・栃木県幼児教育総合センター主催の合同研修への参加	コロナの影響のため、年長児の訪問巡回は中止となったが、幼保等から情報を得るために連携強化を図る。	学校教育課

■基本施策(3) 家庭や地域の教育力の向上

109	家庭教育の実施	親の資質・教育力の向上を図り、より多くの親への家庭教育支援を目指して、あらゆる機会をとらえて、家庭教育に関する学習の機会の提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座(行政編)内の家庭教育メニューの実施 ・公民館での家庭教育の実施 ・教育講演会の実施 ・母親学級での親学習 ・就学時健康診断の親学習 	継続実施	保育課
				出前講座行政編家庭教育メニュー新規作成	生涯学習課
				継続実施	健康増進課
	地域学校協働本部	《再掲》			生涯学習課
	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)【地域子ども・子育て支援事業】	《再掲》			子ども・子育て総合センター 保育課

■基本施策(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

110	情報モラル教育の推進	各学校において、情報モラル教育を各教科、学級活動や道徳等に位置付け推進します。		継続実施	学校教育課
111	環境浄化活動事業	関係機関・団体やボランティア等の地域住民と連携・協力して巡回指導活動を実施するとともに、書店、図書類自動販売機、携帯電話販売店等への立入調査を実施します。	・巡回指導活動の実施 ・立入調査の実施	今後も関係団体と連携して、継続的に実施する。	生涯学習課

■基本施策(5) いじめ・体罰防止と救済

112	通報・相談窓口の設置及び周知	学校教育課内にいじめや体罰への相談窓口を設置、相談窓口について周知を行います。		相談窓口の周知	学校教育課
113	児童生徒への支援の実施	いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒への支援としてスクールカウンセラーの派遣を行います。	・スクールカウンセラー等活用事業 ・相談体制の充実	各学校にスクールカウンセラー等を派遣し、相談体制を整える。	学校教育課
114	学校評議員会の設置運営及び学校評価の実施	学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力し、一体となって子どもの健やかな成長を図る学校運営のため、学校評議員会を各小・中・義務教育学校に設置し、信頼される学校づくりの一環として学校の教育活動などの状況を自己評価及び外部評価を行い公表します。	・学校評議員会の開催 ・学校評価の実施	・学校評議員会の開催(1校当たり年2～3回)	学校教育課
115	いじめ問題対策連絡協議会・いじめ問題対策委員会	学校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に行うための組織を設置します。	・いじめ問題対策連絡協議会の設置 ・いじめ問題対策委員会の設置 ・学校いじめ対策組織の設置	・市いじめ問題対策連絡協議会の開催 ・市いじめ問題対策委員会の開催	学校教育課
116	いじめ問題再調査委員会	いじめの発生時に調査を行い、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、調査の結果についての再調査を行います。		継続実施	子育て支援課
	児童虐待に関する相談体制の充実	《再掲》			子ども・子育て総合センター

基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備

■基本施策(1) 安心して外出できる環境の整備

117	歩道の整備	歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになることが多いため、歩道のバリアフリー推進に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路安全プログラムに沿った事業の推進 ・国庫補助、交付金事業による整備推進 ・市単独道路整備事業による整備推進 	通学路安全プログラムによるカラー舗装整備 4路線 L=1,775.0m 道路改良工事による歩道整備 4路線 L=1,316.5m	道路課
118	都市公園の遊具の整備	市内の都市公園の遊具について、計画的に修繕を行い、子どもが安全に遊べる環境を整えていきます。	那須塩原市公園施設長寿命化計画	<ul style="list-style-type: none"> ・烏ヶ森公園 水飲場更新工事(2基) ・八汐第二公園 フェンス取替工事 車止め取替工事(1箇所) ・南児童公園 パーゴラ修繕工事(1箇所) ・烏ヶ森公園 四阿B修繕工事(1箇所) 四阿D修繕工事(1箇所) ・黒磯公園 シェルター修繕工事(1箇所) ※コロナの影響により全て施工中止となりました。	都市整備課
119	赤ちゃんの駅	子連れの家族が気軽の外出できるよう、市内の公共施設や商業施設でおむつ替えのスペースや授乳できるスペースがあるところを赤ちゃんの駅として認定し、ホームページ等でお知らせします。		継続実施	子育て支援課
120	移動式赤ちゃんの駅	屋外で行うイベントでおむつ替えのスペースや授乳できるスペースを確保できるよう、移動式赤ちゃんの駅を貸し出します。		継続実施	子育て支援課

■基本施策(2) 子どもの安全の確保

121	緊急時の避難先確保や指導	子どもが被害に遭うおそれがある場面を想定し、その際における具体的対応方法や防犯ブザー、ホイッスル等防犯機器の活用方法、緊急避難場所の利用方法等の指導に努めます。	小学校新1年生全員への防犯ブザー配布 ※【防犯ブザーの配布】と一部重複	防犯ブザー所有率 100%	教育総務課
122	こどもを守る家	子どもが緊急時に駆け込める「こどもを守る家」を地域の協力のもと設置しています。「こどもを守る家」にはステッカーを標示し、子どもへは各学校で登下校指導などの説明をします。	・「こどもを守る家」の周知 ・新規設置協力者の募集	設置件数1,600件	生活課 学校教育課 生涯学習課
123	防犯ブザーの配布	子どもを犯罪の被害から守るため、小学校新1年生に防犯ブザー配布します。	小学校新1年生全員への防犯ブザー配布	防犯ブザー所有率 100%	教育総務課
124	防犯カメラ設置への助成	子どもが巻き込まれる犯罪も含め、犯罪防止のために防犯カメラの設置を行う自治会等へ設置費等の助成を行います。		・設置数(累計) 5台 ・維持数 5台	生活課
125	防犯灯設置への助成	子どもが巻き込まれる犯罪も含め、犯罪防止のために防犯灯の設置を行う自治会等へ設置費等の助成を行います。		・設置数 170基(年間) ・維持数 9,600基	生活課
126	那須塩原市通学路交通安全対策プログラムによる通学路点検の実施	・通学路交通安全対策プログラムを策定し、通学路の安全点検を毎年実施します。 ・3年に1回、関係機関と一緒に現地調査を行います。	通学路安全推進会議の開催 対策箇所一覧表の作成及び公表	・各小学校に通学路危険箇所調査の実施 ・通学路交通安全対策プログラムの関係各課合同の合同点検を実施	学校教育課
127	自主防犯団体への必要物品購入経費補助	犯罪のない安心・安全なまちづくりのため、自主的に防犯活動を行う団体に対し、継続的に防犯活動に取り組んでいくために必要な物品の購入費用の一部を助成します。		補助金交付 5団体(年間)	生活課
128	防犯教室の実施	安全なまちづくりのため、那須塩原警察署と連携し、防犯教室を実施します。		・防犯教室開催件数 5件(年間) ・参加者 150人	生活課
129	交通安全教室の開催	交通教育指導員が小学校、保育園、認定こども園、幼稚園で、交通安全講話、歩行横断訓練、自転車の乗り方訓練などの交通安全教育を実施します。		・交通安全教室開催件数 年間46件 ・参加者数 年間4,500人	生活課

130	おさんぽルートの把握・危険個所の点検	市内の教育・保育施設では安全なルートでお散歩が実施できるよう、お散歩ルートを設定し危険個所の点検を行います。		継続実施	保育課
	情報モラル教育の推進	《再掲》			学校教育課

基本方針7 子どもの貧困対策の推進

■基本施策(1) 子どもへの教育支援や学校生活の経済的支援

131	学校教育における学力の保障	義務教育においては、家庭環境に限らず、すべての児童生徒に対して学力を保障しなければならないため、学力が一定水準に満たない児童生徒に対し、学力を向上させる取組を推進します。		継続実施	学校教育課
	社会体験活動(マイ・チャレンジ)の実施	《再掲》			学校教育課
132	スクールソーシャルワーカーによる相談支援	不登校、児童虐待、経済的困窮等様々な問題を抱える児童生徒、保護者に対しスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携を図りながら支援を行います。		スクールソーシャルワーカーが保護者、関係機関との連携を図り、児童生徒を取り巻く環境調整を行うことで家庭支援や登校・進学支援などを図っていく。	学校教育課
	要支援児童放課後応援事業	《再掲》			子ども・子育て総合センター
133	生活困窮者世帯学習支援	学力の確保ができるように、生活保護、準要保護世帯の小学校4年生から高校生を対象に学習支援員による学習の支援を行います(市内10か所の公民館で週2回、2時間の学習時間の確保)。	市内10か所の公民館で週2回、2時間の学習時間の確保	・参加者50名以上 ・高校進学率100%	社会福祉課
	ふるさとアーティスト派遣事業	《再掲》			生涯学習課
	小学校演劇公演ワークショップ	《再掲》			生涯学習課
	保育園芸術家派遣事業	《再掲》			保育課

134	就学援助制度	<p>経済的理由により、就学困難と認められる児童・生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等を支給し援助を行います。</p>		<p>今後も取組を継続し、就学困難な児童生徒の就学意欲の向上を図っていく。</p>	<p>学校教育課</p>
135	奨学金貸付・給付事業	<p>能力があるにもかかわらず、経済的理由により、高校や大学に就学することが困難な者に対し、奨学資金を貸し付け、又は、給付し、広く人材を育成します。</p>	<p>○募集内容 <給付(国内)> ・給付金額:20万円 ・募集:【国内進学】若干名、 【医療系・福祉系・保育系】3名 <給付(海外)> ・給付金額:20万円 ・募集:若干名 <貸与(国内)> ・貸与金額:1.8万円、3万円、5万円 ・募集:15名程度 <貸与(海外)> ・貸与金額:3万円、5万円 ・募集:若干名</p>	<p>○採用目標 <給付(国内)> 【国内進学】 ・決定者数 3名 【医療系・福祉系・保育系】 ・決定者数 5名 <給付(海外)> ・決定者数 2名 <貸与(国内)> ・決定者数 13名 <貸与(海外)> ・決定者数 2名</p>	<p>教育総務課</p>

■基本施策(2) 生活の安定のための支援

	妊産婦支援事業	《再掲》		健康増進課
	妊産婦医療費助成制度	《再掲》		子育て支援課
	乳幼児健康診査	《再掲》		健康増進課
	妊産婦・乳幼児家庭訪問事業【地域子ども・子育て支援事業】	《再掲》		健康増進課
	養育支援訪問事業【地域子ども・子育て支援事業】	《再掲》		子ども・子育て総合センター 健康増進課
	こども医療費助成	《再掲》		子育て支援課
	ひとり親医療費助成	《再掲》		子育て支援課
	実費徴収に係る補足給付を行う事業【地域子ども・子育て支援事業】	《再掲》		保育課
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	《再掲》		子ども・子育て総合センター
	ひとり親世帯や生活困窮者世帯への保育料減免	《再掲》		保育課
	放課後児童クラブ事業利用料減免	《再掲》		子育て支援課
	児童手当	《再掲》		子育て支援課
	児童扶養手当	《再掲》		子育て支援課
	住宅支援	《再掲》		社会福祉課 子ども・子育て総合センター
	要支援児童放課後応援事業	《再掲》		子ども・子育て総合センター
	地域学校協働本部	《再掲》		生涯学習課
136	市内で実施している子ども食堂の情報提供	市内で実施している子ども食堂について、市のホームページ等で情報提供を行います。		継続実施 子育て支援課

■基本施策(3) 保護者の自立に向けた支援

	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	《再掲》			子ども・子育て総合センター
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	《再掲》			子ども・子育て総合センター
	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	《再掲》			子ども・子育て総合センター
	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	《再掲》			子ども・子育て総合センター
137	母子生活支援施設の活用	様々な事情を抱える母子の心身と生活を安定させるため、母子生活支援施設において支援や援助を進めながら自立を支援します。		継続実施	子ども・子育て総合センター
138	家事支援事業	生活環境改善が必要と認められた家庭に対し、家事支援を行います。		当事業が必要である家庭を見極め、利用してもらうことで、生活環境の改善を図る。 実施件数40回	子ども・子育て総合センター

■基本施策(4) 支援が必要な家庭を支える体制づくり

139	庁内連携体制の強化	子どもの貧困に対する施策について、庁内の連絡会議等により情報共有を行い施策の展開を図ります。		継続実施	子育て支援課
140	子育て支援を行っている団体やNPOとの連携強化	子どもの貧困対策のためには地域の力が必要であることから、取組を行っているNPO等との連携強化を行い、更なる施策の展開に繋がります。		支援制度の創設	子育て支援課
	スクールソーシャルワーカーによる相談支援	《再掲》			学校教育課

基本方針8 子どもの権利の保障

■基本施策(1) 子どもの権利侵害からの救済

141	子どもの権利救済委員会	市長の附属機関として、那須塩原市子どもの権利救済委員会を設置します。救済委員には、法曹関係者、児童福祉関係者、教育関係者から各1名を委嘱し、3名で構成します。		救済の訴えがあった場合に速やかに対応できるよう委員を委嘱し、体制を整備しておく。	子育て支援課
	児童虐待に関する相談体制の充実	《再掲》			子ども・子育て総合センター
	通報・相談窓口の設置及び周知	《再掲》			学校教育課
	児童生徒への支援の実施	《再掲》			学校教育課

■基本施策(2) 子どもの権利に関する啓発活動

142	制度の周知	子どもの権利について、子どもや大人が理解を深められるよう周知を図ります。		周知先の拡大	子育て支援課
143	子どもの権利に関する講演会の開催	子どもの権利に関して見識のある講師を招き講演会を開催します。		年1回実施を目指す	子育て支援課
144	子どもの権利に関する学習	<ul style="list-style-type: none"> 子ども自身による子どもの権利に関する学習を支援するために、ホームページなどで子どもの権利に関する情報を提供します。 学校においては、人権に関する意識の向上を図るため、子どもの権利をはじめとする人権全般についての学習を推進します。 		継続実施	子育て支援課 学校教育課